

令和7年度人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会
ヘイトスピーチ対策専門部会
(議事要旨)

日 時：令和7年11月19日（水）10：00～12：00

場 所：Web会議方式により実施

出席者：

（関係省庁）法務省人権擁護局、警察庁長官官房企画課、同庁警備局公安課、総務省自治行政局選挙部選挙課、同省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室、外務省総合外交政策局人権人道課、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（計5省）

（地方公共団体）東京都、東京都新宿区、東京都渋谷区、国立市、神奈川県、川崎市、相模原市、埼玉県、愛知県、大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、尼崎市、福岡県、福岡市、沖縄県（計18団体）

概 要：

1 開会

2 議事

（1）各地方公共団体が把握しているヘイトスピーチの現状及び実施している対策等（条例の施行状況を含む。）

地方公共団体から配布資料に沿って説明がされた。

ア 川崎市

- ・ 川崎市における「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」に基づいて把握したインターネット上のヘイトスピーチに対する取組と現状
- ・ インターネット上のヘイトスピーチに対する事前又は事後の対応やその課題

イ 東京都

- ・ 東京都が実施している「人権に関する都民の意識調査」の概要及び令和6年度実施の同調査の結果等
- ・ 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）」に基づくヘイトスピーチの解消に向けた取組

ウ 沖縄県

- ・ 「沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号）」

に基づくヘイトスピーチの解消に向けた取組

- ・ 沖縄県が実施した「沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査」の概要及び調査結果等

(2) 国によるヘイトスピーチの解消に向けた取組等について

関係省庁から配布資料に沿って説明がされた。

ア 法務省

- ・ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」の施行月（6 月）における取組
- ・ SNS を活用したヘイトスピーチ解消に関する情報の発信
- ・ ヘイトスピーチに焦点を当てた今後の人権啓発活動の予定
- ・ 来年度実施予定のヘイトスピーチに関する実態調査の概要
- ・ 「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）の概要
- ・ インターネット上の人権侵害情報に関する削除要請に係る取組
- ・ 地方公共団体向けの削除依頼に関する手引の作成状況

イ 警察庁

- ・ 右派系市民グループの活動に対する措置等及び警察職員に対する教育推進

ウ 総務省

- ・ 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号。以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）」の概要等
- ・ 情報流通プラットフォーム対処法の施行に係る省令ガイドラインの主要ポイント

エ 外務省

- ・ ヘイトスピーチに関する国際的な動向

オ 文部科学省

- ・ 外国人に関するものを含む個別的な人権課題について、学校における指導方法の改善・充実に向けた実践的な研究等を行う「人権教育研究推進事業」の実施
- ・ 人権教育担当指導主事連絡協議会を始めとした各種会議や研修の場における、ヘイトスピーチ解消法の趣旨やヘイトスピーチを解消するための教育活動等についての周知

(3) 意見交換・質疑応答

地方公共団体からの意見・質問に基づき、意見交換・質疑応答を行った。

主な意見は、以下のとおり。

〈インターネット上のヘイトスピーチ対策〉

- ・ 国や地方公共団体がプロバイダ等事業者に対して、発信者に関する情報収集やより強制力を伴う削除指示を可能とするなど、投稿等の拡散防止に係る法改正等を行ってほしい。
- ・ 地方公共団体を含めた公的機関からの要請に応じて投稿等の削除をした場合には、プロバイダ等事業者の削除行為の責任が軽減される制度を設けてほしい。
- ・ 投稿等の削除を要請する側と投稿等の削除を行う側の双方が、その適否の判断を迅速・円滑に行うことができるよう、一定の指針やガイドライン等を整備してほしい。
- ・ 関係省庁と連携して、インターネット上の差別行為の防止のために必要な法的措置を講じるなど、被害者の負担軽減に向けた取組を更に推進してほしい。
- ・ プロバイダ等事業者の自主的なルール作りやインターネット利用者の情報モラルの啓発支援等のインターネットの健全な利用促進に向けた取組を講じてほしい。
- ・ ヘイトスピーチの多様化も踏まえ、法務省が公表した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）で示している三類型の点検・確認や具体例の共有をしてほしい。

〈その他〉

- ・ 独立性を有する第三者機関を国に設置してほしい。
- ・ 法務省人権擁護局において取りまとめた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に関する参考情報」について、来年度実施予定の実態調査も踏まえて、見直しを検討してほしい。

3 閉会

～以 上～